第1回 学校規模適正化山崎南中学校区協議会 次第

日 時:令和5年8月29日(火)午後7時から

場 所:城下小学校体育館 会議室

1. 開 会	
2. あいさつ	
3. 委嘱状交付	
4. 委員紹介	
5. 報告事項 (1)報告第1号	宍栗市学校規模適正化地区別協議会規則について
6. 会長及び副会長の記会 長 <u></u> 副会長(3名)	
7. 協議事項 (1) 協議第1号	学校規模適正化の実施時期について
(2)協議第2号	学校規模適正化山崎南中学校区協議会正副会長会の設置について
(3)協議第3号	学校規模適正化山崎南中学校区協議会専門部会の設置等について
8. その他	
9. 次回開催予定につい	

10. 閉 会

学校規模適正化 山崎南中学校区協議会

	区分(人数)	役職等	氏名
1		城下小学校 校長	和田 光弘
2	関係校の校長(各校1人)	戸原小学校 校長	大西 宏之
3		山崎南中学校 校長	浅田 卓
4	関係校の校長の推薦を受けた児童の保護者	城下小学校 PTA会長	牧野 彰光
5	(各校1人)	戸原小学校 PTA会長	中村 正一
6	新設校の校区に含まれる自治会の代表会長	城下地区自治会長	片山 繁樹
7	(1人)	戸原地区自治会長	西明寺 正己
8		城下小学校 PTA	仁尾 琢磨
9		城下小学校 PTA	小川 咲子
10		城下小学校 PTA	新庄 優子
11	関係校区内の住民(関係校区各4人以内)	城下小学校 PTA	朱山 徹
12	関係校区内の住民(関係校区各4人以内) - 	戸原小学校 PTA	西明寺 正記
13		戸原小学校 PTA	志水 裕介
14		戸原小学校 PTA	中筋 真希子
15		戸原小学校 PTA	森本 理沙
16		城下地区の自治会長	高井 正秀
17		城下地区の自治会長	宮脇 昭介
18	その他特に会長が必要と認める者(若干名)	戸原地区の自治会長	長田 茂伸
19		戸原地区の自治会長	西脇 健介
20		山崎南中学校 PTA	小林 泰持
21		山崎南中学校区 主任児童委員	栗山 美信

	教育長	中田 直人
	教育部長	大谷 奈雅子
事務局	教育部次長	小河 秀義
	教育部次長 兼 教育総務課長	大砂 正則
	学校教育課長	中田 吏
	教育総務課 副課長	岩本 浩二

宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、宍粟市立学校設置条例(平成17年宍粟市条例第185号)に規定する小学校規模の適正化により、校区を再編し新設される学校(以下「新設校」という。)の開設に必要な個別課題を協議し、社会の変化に対応した学校づくりに資することを目的とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、新設校に係る次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 校名、校章、校訓、校歌、制服等の制定、その他総務に関すること。
 - (2) 学校行事、その他教務に関すること。
 - (3) 通学路及び通学方法に関すること。
 - (4) 児童会組織その他児童指導に関すること。
 - (5) 学校施設、設備及び備品の整備(廃棄)に関すること。
 - (6) 学校図書の整理(廃棄)に関すること。
 - (7) 学校、PTA等の組織に関すること。
 - (8) 開校記念事業に関すること。
 - (9) その他新設校に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、新設校の校区ごとに設置する。
- 2 協議会の委員は、別表に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する者をもって組織する。 (委員の任期)
- 第4条 協議会の委員の任期は、就任した日から新設校の開校日の前日までとする。ただし、委員 が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しない

ことができるものとする。

(専門部会)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	人数
新設校に係る校区再編の対象とされている関係校(以下「関係校」とい う。) の校長	各校1人
関係校の校長の推薦を受けた児童の保護者	各校1人
新設校の校区(以下「関係校区」という。)に含まれる自治会の代表会 長	1人
関係校区内の住民	関係校区 各4人以内
その他特に会長が必要と認めるもの	若干名

協議第1号

学校規模適正化の実施時期について

学校規模適正化の実施時期について、下記のとおり、提出する。

令和5年8月29日提出

学校規模適正化山崎南中学校区協議会 会長

記

学校規模適正化の実施時期

城下小学校及び戸原小学校による適正化の実施時期については、令和7年4月1日と する。

【提出理由】

城下小学校・戸原小学校の学校規模適正化の実施時期について、地域の委員会において、令和7年4月1日を開校目標とする方向性が決定されたことから、学校規模適正化の具体的実施に向けて協議並びに調整を円滑に進めるため、実施時期を定めようとするもの。

宍粟市教育委員会 様

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 会長 西明寺 正己

地域の委員会における協議結果について (報告)

山崎南中学校区における学校規模適正化については、平成25年2月に当面の繰り延べを決定し、令和5年5月に地域の委員会を再開し、協議を重ねてまいりました。協議にあたっては、令和4年度から行われた両地区での準備会、保護者アンケート等での保護者や地域の皆様の意見を踏まえ、真摯な意見交換を行いました。

つきましては、令和5年6月28日に開催しました第2回地域の委員会において、 下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

- 1. 適正化の範囲(対象校)について 城下小学校及び戸原小学校の2校による適正化とする。
- 2. 適正化の場所(新校の場所)について 城下小学校を新校の場所とする。
- 3. 適正化の目標時期(開校の目標時期)について 目標時期を令和7年4月とする。

発行日:令和5年7月14日

発 行:山崎南中学校区 学校規模適正化に関する地域の委員会

山崎南中学校区 学校規模適正化に関する地域の委員会だより

- 学校規模適正化について、地域の委員会として、方向性を決定しました。
 - ・適正化の範囲(対象校)について 城下小学校及び戸原小学校の2校による適正化とする
 - ・適正化の場所(新校の場所)について 城下小学校を新校の場所とする
 - ・適正化の目標時期(開校の目標時期)について 令和7年4月を開校の目標時期とする

山崎南中学校区における学校規模適正化の協議については、平成24年6月から平成25年2月にかけて計3回開催した地域の委員会において、「城下地区・戸原地区にわかれて幼保一元化の協議から先に進めることとし、学校規模適正化の協議は延期する。」としていましたが、令和4年5月から城下地区・戸原地区にわかれて自治会長・PTA代表・地域の団体の代表等による協議を重ね、令和5年5月からは山崎南中学校区における地域の委員会での協議を再開しました。

それぞれの協議では、少子化の影響から児童数が減少傾向にあるため、できるかぎり早い時期に適正化を 実施し、一定規模の集団を確保することで、子どもたちの教育環境をより良くしていく必要があるとの意見が多く あったことから、上記の方向性を決定しました。

● 今後の児童数の見込み

※ R6 以降は、R5.4 住民基本台帳に基づく見込み

年	E度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	計	271	288	282	299	291	293	301	293	279	268
城	1年	45	43	42	51	38	35	52	37	33	44
	2年	30	45	43	42	51	38	35	52	37	33
下	3年	43	31	45	43	44	51	38	35	52	37
小	4年	35	45	31	45	42	44	51	38	35	52
学校	5年	44	36	45	32	44	42	44	51	38	35
仪	6年	25	44	36	46	32	44	42	44	51	38
	計	222	244	242	259	251	254	262	257	246	239
	1年	4	6	8	7	9	6	4	3	5	2
戸	2年	6	4	6	8	6	9	6	4	3	5
原	3年	9	7	4	6	8	6	9	6	4	3
小学校	4年	8	8	7	4	6	8	6	9	6	4
	5年	12	7	8	7	4	6	8	6	9	6
	6年	10	12	7	8	7	4	6	8	6	9
	計	49	44	40	40	40	39	39	36	33	29

令和5年8月下旬からは、地区協議会が設置され、校名・校歌・校章・制服・遠距離通学対策・PTA活動など、新しい学校の開校に向けた協議が進められる予定です。協議の状況は随時お知らせされます。 地域の皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いします。

● 協議の経過

日程	内容
平成21年8月	宍粟市学校規模適正化推進計画を策定
平成22年10月26日	城下地区 学校規模適正化説明会
平成22年10月27日	戸原地区 学校規模適正化説明会
平成24年4月24日	山崎町連合自治会役員会で、今後の進め方等について説明
平成24年6月25日~ 平成25年2月14日	山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会(計3回)
令和4年5月	戸原地区自治会長・戸原小学校PTA会長等と協議
令和4年5月	城下地区自治会長・城下小学校PTA会長等と協議
令和4年7月	戸原地区保護者意識調査の実施
令和4年10月13日	城下地区の代表者と協議(第1回 地域の委員会の再開に向けた準備会)
令和4年10月28日	戸原地区の代表者と協議
令和4年11月30日 令和4年12月4日	戸原地区の保護者説明会(計2回)
令和5年2月1日	戸原地区の代表者と協議(第1回 地域の委員会の再開に向けた準備会)
令和5年3月28日	戸原地区の代表者と協議(第2回 地域の委員会の再開に向けた準備会)
令和5年5月	城下地区小学校保護者意識調査の実施
令和5年5月20日	戸原地区の地域の説明会
令和5年5月30日	第1回 山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 ※
令和5年6月28日	第2回 山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 ※

※「地域の委員会」は、山崎南中学校区における学校規模適正化の方向性等を協議検討する ために設置された委員会で、城下地区・戸原地区の各自治会長、城下小・戸原小のPTA代表、城下地区・戸原地区から推薦した各種団体の代表等(計28名)で構成しています。

● 地域の委員会の資料等について

令和 5 年 5 月30日に開催しました「第 1 回 地域の委員会」の資料・会議録につきましては、市ホームページに掲載されています。また、令和 5 年 6 月28日に開催しました「第 2 回 地域の委員会」の資料・会議録につきましても、近日中に市ホームページへ掲載される予定です。

【アクセス方法】

- ・検索サイトで「宍粟市 学校規模適正化 地域の委員会」で検索する。
- ・右のQRコードを読み取る。



【問合せ先】

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 事務局 (教育委員会教育総務課内)

電 話 0790-63-3121 FAX 0790-62-0065 メール kyoikusomu-ka@city.shiso.lg.jp

協議第2号

学校規模適正化山崎南中学校区協議会正副会長会の設置について

学校規模適正化山崎南中学校区協議会正副会長会の設置について、下記のとおり、提出する。

令和5年8月29日提出

学校規模適正化山崎南中学校区協議会 会長

記

学校規模適正化山崎南中学校区協議会正副会長会の設置について 別添の規程に基づき、正副会長会を設置する。

【提出理由】

宍粟市学校規模適正化地区別協議会の運営に関する検討事項及び別に設置される専門 部会での検討事項について協議又は調整を円滑に行うため設置するもの。 宍粟市学校規模適正化地区別協議会正副会長会設置内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宍栗市学校規模適正化地区別協議会(以下「協議会」という。) 規則(以下「規則」という。)第5条の規定に基づき宍栗市学校規模適正化地区別協議会正副会長会(以下「正副会長会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

- 第2条 正副会長会は、協議会の運営に関する検討事項及びその他必要な事項並びに宍 栗市学校規模適正化地区別協議会専門部会設置内規第2条に規定する専門部会におけ る検討事項について協議又は調整するものとする。
- 2 前項の規定による協議により必要と認めるときは、新たな専門部会の設置並びに専門部会での検討事項等を変更し、専門部会における協議を指示することができる。
- 3 その他必要に応じて、正副会長会で方針を決定し協議会に諮ることができるものと する。

(会議)

- 第3条 会議は、会長、部会長、協議会委員等の要請により、必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 会長は、正副会長会の議長となる。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、学校長又は特に出席が必要と認める者に出席を要請することができる。

(庶務)

第4条 正副会長会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

附則

この内規は、公布の日から施行する。

協議第3号

学校規模適正化山崎南中学校区協議会専門部会の設置等について

学校規模適正化山崎南中学校区協議会専門部会の設置等について、下記のとおり、提出する。

令和5年8月29日提出

学校規模適正化山崎南中学校区協議会 会長

記

学校規模適正化山崎南中学校区協議会専門部会の設置等について

学校規模適正化山崎南中学校区協議会に次のとおり専門部会を設置する。 あわせて、専門部会における検討事項及び専門部会員の構成を別添のとおりとする。

- 1 総務部会
- 2 教務部会
- 3 児童指導・保健体育部会
- 4 庶務・経理部会
- 5 図書部会
- 6 PTA·地域部会

【提出理由】

宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則第2条に規定する事項について、専門的に検討する必要があることから、同規則第7条の規定に基づき、専門部会を設置し検討事項を定めるとともに、宍粟市学校規模適正化山崎南中学校区協議会専門部会設置内規第3条の規定に基づき、専門部会員の構成を定めるもの。

宍粟市学校規模適正化地区別協議会専門部会設置内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宍栗市学校規模適正化地区別協議会(以下「協議会」という。) 規則(以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、宍栗市学校規模適正化地区別 協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、協議会会長(以下「会長」という。)の指示のもと、別表左欄に掲げる部会をもって、同表右欄に掲げる事項その他必要な事項について専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

- 第3条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。ただし、部会長は、学校長又は教頭の職にある者とする。
- 3 専門部会員は、各部会長の推薦により、会長が承認する。この場合、必要に応じて 協議会委員以外の関係者を部会員とすることができる。

(部会長及び副部会長の職務)

- 第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、会長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 部会長は、部会の議長となる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会長の属する学校において行う。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

別表

専門部会	検討事項
総務部会	校名、校章、校訓、校章旗、校歌、通学路、遠距離通学者の対策、開校記念事業(記念式典等)、その他学校総務に関すること
教務部会	学校行事、交流学習、その他教務に関すること
児童指導・保健体 育部会	校則、児童会組織、クラブ活動等の調整、制服、かばん、通 学靴、上履き、体操服・靴帽子、水着、給食関連、その他児 童指導及び保健体育に関すること
庶務・経理部会	学校施設、設備、備品の整備(廃棄)、保存文書類の整理、 諸表簿の購入計画、学校予算、各種会計、通信・郵便、就学 援助、その他庶務に関すること
図書部会	蔵書の整理及び廃棄、その他図書に関すること
PTA・地域部会	PTA組織、規約、PTA新聞、その他PTA及び地域に関すること